

介護老人保健施設 つかまの里
指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

法人名 社会福祉法人 国際保健支援会
代表者 理事長 横 内 定 明
住 所 松本市筑摩 3 丁目 15 番 31 号
連絡先 電話 0263-29-1210 FAX 0263-29-1211

2 事業所の概要

名 称 介護老人保健施設 つかまの里
代表者 施設長 横 内 定 明
住 所 松本市筑摩 3 丁目 15 番 31 号
連絡先 電話 0263-29-1210 FAX 0263-29-1211

3 事業の目的

事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者（以下、「利用者」という。）の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

4 運営の方針

- ① 事業所の理学療法士等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ② 指定訪問リハビリテーションおよび指定介護訪問リハビリテーション（以下、訪問リハビリテーション等）の実施にあたっては、訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態又は要支援となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- ③ 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、懇切丁寧に分かり易く説明します。
- ④ 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑤ 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援セ

ンター、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- ⑥ 事業所の理学療法士等は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ⑦ 事業所の理学療法士等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。
- ⑧ 事業所の理学療法士等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ⑨ 事業所の理学療法士等は、施設内及び介護サービスの現場を含めてハラスメント行為を防止、抑制するために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、利用者やその家族が職員に対する迷惑行為の一切を禁じます。

5 職員の職種、員数及び職務内容

訪問リハビリテーション等の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

① 管理者 1名

管理者は、職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 1名以上

理学療法士等は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、適正な訪問リハビリテーションの提供にあたります。

③ 医師 1名

利用者の診察及び理学療法士等へのリハビリ指示を行う。

6 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

① 営業日：月曜日から土曜日。

ただし、国民の祝日、8月14日から16日及び12月30日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時15分から午後5時15分

③ 電話等により、24時間連絡が可能な体制とします。

7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、松本市（波田、四賀、安曇、奈川、梓川地区を除く）の区域とします。

8 サービスの内容

- （1）医師・理学療法士等によって作成される訪問リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、リハビリテーションを提供します。また、リハビリテーションを受

けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握したうえで作成します。

- (2) 理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体機能面では、関節拘縮の予防、筋力及び体力の維持・増強、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導、日常生活では、歩行練習、基本動作練習、日常生活動作練習、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき、利用者に適した訓練プログラム、家族指導等を行います。
- (3) その他のサービス内容
- ・ 介護相談
 - ・ 福祉サービスの紹介及び諸制度の活用方法
 - ・ 福祉用具・住宅改修の相談
 - ・ その他リハビリテーションに関する事項

9 利用料金

利用料金につきましては、【契約書別紙】に記載してあります。

10 料金の支払い

料金の支払いについては、【契約書第5条】に記載してあります。

11 記録

- ① 事業所は、訪問リハビリテーション等の実施記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- ② 事業者は、利用者が当該利用者に関する第1項の実施記録の閲覧を求めた場合は、事業所の営業時間内にその事業所にて閲覧に応じます。また、希望により当該利用者に関する前項の実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、利用者の家族その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

12 訪問リハビリテーション等の中止

利用者の体調不良等で訪問リハビリテーションを中止する際は、事業所へ訪問リハビリテーション等が提供される6時間前までにご連絡ください。

また、当日の交通状況や天候等により、職員が利用者宅へ訪問できなくなった場合は、利用者へ連絡の了解を得て休止させていただくことがあります。

13 契約の終了

- (1) 利用者は、事業所に対して1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。なお、この場合利用者は速やかに利用者の居宅介護サービス計画等の作成者に連絡するものとします。
- (2) 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業所が正当な理由なく訪問リハビリテーション等を提供しない場合
 - ② 事業所が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合

- ④ 事業所が破産した場合
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず、20日以内に支払われなかった場合
 - ② 利用者又はその家族が事業所や職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為又は反社会的行為をおこなった場合
 - ③ 利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し事業所での適切な訪問リハビリテーション等の提供範囲を超えると判断した場合
- (5) 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合
- (6) 利用者や家族等が職員に対して以下のような迷惑行為があった場合は、解約させていただくことがあります。
 - ① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等

14 緊急時における対応方法

事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により病状の急変又は事故等が発生した場合には、速やかに主治医、利用者の家族、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

15 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生防止、再発防止のために以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。（虐待防止委員会委員長）

16 衛生管理

事業所は、訪問リハビリテーション等の提供にあたり、利用者が感染症に感染しないように又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のため必要な措置を講じます。

17 相談・苦情窓口

- ① 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
- ② 当事業所以外の相談・苦情窓口
 - *長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情係
電話番号 026-238-1580
 - *長野県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号 026-226-2210 0120-28-7109
 - *松本市高齢福祉課
電話番号 0263-34-3213

18 個人情報の保護

個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理者の了解を得ることとします。

19 守秘義務

事業所職員は事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を徹底します。

20 賠償責任

訪問リハビリテーション等の提供に伴って事業所の責に帰すべき理由により、利用者が損害を被った場合、利用者に対し損害の賠償をします。ただし不可抗力により生じた事故等についてはこの限りではありません。また、利用者の責に帰すべき理由により、損害を被った場合、事業所としての責は免れるものとします。

21 担当職員の交替

利用者は、いつでも担当職員の交替を申し出ることができます。その場合、当該理学療法士等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、申し出ることができます。ただし、利用者からの担当職員の指名はできません。

2 事業所は、都合により担当職員を交替することがあります。その場合、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

22 その他運営に関する留意事項

- ① 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。
 - ・ 採用時研修 採用後 1カ月以内
 - ・ 継続研修 年6回
- ② 訪問リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人国際保健支援会において定めるものとします。

23 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日			
		評価機関名			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	② なし				

(以下余白)

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明しました。

事業 者 名 称 介護老人保健施設 つかまの里

所在地 長野県松本市筑摩3丁目15番31号

管理者名 _____ 印 _____

説明者 遠藤 享

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーション等についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

氏 名 _____ 印 _____

(代理人) 署名代行者 (又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏 名 _____ 印 _____